

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

○ 保護者の会や家族の会に参加するのは1回限りですか。

△ そのとおりです。保護者の会については，調査官が調査のための面接をする中で参加を呼び掛けています。家族の会については，試験観察期間中の早い段階で調査官が参加を呼び掛けています。

△ 家族の会については，試験観察に付する旨の審判が行われたときに，裁判官からも，家族の会に参加するよう促しています。

□ 保護者への働き掛けについて，保護観察所ではどのような取組をされているか，御紹介いただけますか。

○ 当方では，家庭裁判所で保護観察の決定がされた少年が対象となりますが，地域の保護司とともに，少年が社会に適応できるよう指導していくことになります。

説明を伺って，悩みは家庭裁判所と同じだと感じました。少年自身に問題があるケースは多いのですが，保護者にも問題があるのではないかとと思われるケースも多いです。保護者が過保護であったり，少年に無関心であったり，養育態度に問題があるケースもあります。コミュニケーション下手と言いますか，少年との接し方が下手な保護者が増えてきているように思います。

当方では，保護観察の期間中，保護者会への参加を呼び掛けて，実施しています。保護観察所は，家庭裁判所に対応する形で全国50か所あり，組織の規模によって回数や内容は異なるものの，ほとんどの保護観察所で保護者会を実施しています。しかし，家庭裁判所と同様，参加してほしいと思う保護者に限って参加してもらえないことが多いのです。

保護観察所の保護者に対する措置については、更生保護法59条に定められていますが、裁判所と同様、保護者を保護者会に参加させる強制力はなく、罰則もありません。

少年の非行の態様によって保護者会の内容は様々ですが、コミュニケーション下手な保護者を例にとりますと、何の連絡もなく夜遅くに帰宅したとか、飲酒して帰宅したとか、こんな場面に遭遇したらどう少年に対応するのか、場面設定をして学習してもらい、ロールプレイをすることもあります。その他、外部講師を招いて話をしてもらって、保護者に考えさせたり、保護者同士の座談会を行うこともあります。

- 大阪府警ではどのような取組をされているか、御紹介いただけますか。
- 大阪府内10か所にある少年サポートセンターにおいて、体験活動や学習を行っています。対象は、初犯の中学生と、家庭裁判所での手続を終えた少年になりますが、通学している中学生に対しても、年度を通した指導を心掛けています。

例えば中学3年生であれば、月に1回のペースで継続してセンターに来てもらい、教員や調理師の資格を持つ方を招いて、高校受験や進路相談などをして、少年の立ち直りを図っています。

非行を犯す少年の中には、自我が確立されていない者もいますので、様々な関係機関と連携して、どのように自我を確立させるかを考えています。親子関係の中で、保護者の機能が弱い場合もありますので、最近では、親子関係の簡易テストを実施しており、これに基づいた指導を行ったりもしています。

(休憩)

- 試験観察の期間は3か月から4か月あるとのことですが、家族の会や親子合宿は、最初の1か月で行うのですか。
- △ 家族の会は早期に行いますが、親子合宿は試験観察の終了直前に行うこと

が多いです。

△ 今説明したのが理想的ではありますが、家族の会と親子合宿の年間実施回数が異なるため、多少実施時期がずれることはあります。

○ 保護者の会に比べ、家族の会の出席率が低いので、家族の会にどうやって参加してもらうのか、という話になりますが、家族の会の案内文を見ますと、少し硬い印象です。もう少し参加してみようと思う文面にしたらどうかと思います。保護者の中には、わらをもすがる思いの方もおられると思いますが、この内容を見ると、参加するのは嫌だな、と思うのではないのでしょうか。裁判所からの話だけでは、保護者は、自分の立場に立って話をしてもらえらるのだろうかという疑問を持つのではないかと思います。

保護者の立場に近い方に、成功体験例を話してもらうとか、DVDを視聴するなどの内容を組み込んではどうでしょうか。成功体験をした方から話を聞けば、保護者も少し変わってくるのではないかと思いますし、参加して値打ちがあったと思ってもらえるのではないのでしょうか。

□ 案内文の表現については検討したいと思います。外部の方に参加していただくという点について、保護者の会や家族の会については、大阪家庭少年友の会に協力してもらっていますが、具体的にどのように協力してもらっているか紹介してください。

△ 保護者の会では、少年が行う清掃活動と、保護者の集まる場にそれぞれ大阪家庭少年友の会の会員の方に参加していただき、人生の先輩として助言をいただいております。家族の会では、グループワークの中に会員の方に入っただいて、子育ての経験をお話していただいたりしています。学校の先生からお話をいただくこともあり、保護者の皆さんもしみじみと聞いておられます。

○ そうであれば、グループ討議の中に外部の方に入っただいていることを案内文に記載したらよいのではないかと思います。

○ 保護者の会や家族の会の中に、就労支援の観点からのプログラムは何かあるのでしょうか。

△ 就労支援プログラムは、保護者の会や家族の会とは別の取組として、プログラムを組んでいます。

○ 家族の会は年6回開催されているようですが、保護者の中で、この6回に継続して参加されている方は多いのでしょうか。

△ 保護者の参加は1回のみです。継続しての参加は予定していません。

○ マンパワーの問題もありますが、1回だけの参加では断片的になってしまうような感じがします。そのときに例えば、就労支援もそうですが、府や市など、他機関の取組を保護者に情報提供することが必要となるのではないかと思います。

△ 裁判所の現状の取組としては、保護者のグループに対する働き掛けになりますので、個別の事情となる就労支援については、個別の教育的措置の中で行うことになり、サポートセンターへの連携についても、就労支援のサポートプログラムの中で行うことになろうかと思えます。

□ グループ討議をするときに、討議をうまく活性化させるための工夫などがありますでしょうか。

○ 1回だけ集まってその中で話を活性化させるのは極めて難しいかと思えますので、参加に対する動機付けが重要になってくるかと思えます。

そのためには、案内の方法を工夫したり、各会がどういった効果があるか検証が必要ということになろうかと思えますが、先ほどあった保護者の会の再非行率の説明は、対象となる母数集団が異なり、効果の検証としてはどうか、ということになりますので、効果の検証のためのシステム作りも必要ではないかと思えます。そうしないと、効果の公表にも至らないと思えます。また、同時期の保護者の会に参加した人と参加していない人での比較もしてみてもどうかと思えます。

○ グループ討議が活性化するように、お茶やお菓子を出したり、音楽をかけるなどして、家にいるような雰囲気での発言ができるようにすることも大事ではないかと思えます。また、繰り返しやっつけていかないと根付かないと思えます。

また、先ほどから継続していくことが大事だというお話がありますが、私自身も他機関との連携も含めて継続していくことが大切ではないかと思えます。

△ 今御意見をいただいたように、従来型では、お茶を出したり、音楽をかけたりして、保護者の自発的な参加を促していたのですが、参加にはつながりませんでした。また、友だち型親子で、コミュニケーションがよく取れているという若い保護者が多く、保護者の規範意識が低いケースもありましたので、保護者の意識を改善し、親子の関係を改善してほしいという考えから、あえて現在のような教育的な働き掛けを行うようになったという経緯があります。

□ 皆さんの企業でも、色々な共同討議をされていると思いますが、目的にかなう活発な議論がされず、司会者が困るようなケースもあろうかと思えます。議論が活発になるような技法を身に付けるための研修等を実施している企業はございますか。

○ 各自が自分で勉強して（独自で外部研修に参加などを含む。）身に付けていると思えます。

○ 私どものところではそのような授業がありまして、グループ専門の先生がいますが、1回きりの中でうまくいくかは難しいところがありまして、通常は、継続的に行うことで、グループのメンバーが徐々に打ち解けていき、参加者同士の心の繋がりができて、議論が活性化していくのだと思えます。

○ 裁判所では、短期間に色々な取組をされていることがわかりました。皆さんからも意見があったように、1回限りで変わるのには難しいように思えます。

審判が終わったらこの機関に繋ぐ、という他機関との連携はしているのでしょうか。それぞれの機関が、少年と関わっていく中で、家族も変わっていくのではないかと思います。

最近、少年鑑別所が相談を受け付けるようになったという記事を見ました。保護者は、相談する場所があると安心するのではないのでしょうか。

弁護士は、少年事件では付添人として関わります。調査官は、調査で少年と何回か会っていると思いますが、付添人は、自宅に赴いて少年や保護者と面談しているので、付添人と調査官が、保護者の問題について共有してはどうかだと思います。共有ができれば、家庭環境の問題も改善できるのではないかと思います。また、調査官にも、少年の自宅に来てもらえれば、例えば、自宅がきれいか、汚いか、ということもわかってもらえるのではないかと思います。家庭環境の問題を共有した上で、調査官から、もっと付添人の話を聴いてくださいと言っていただき、保護者の意識を変えた上で、裁判官から、家庭環境に最も合った言葉をかけてもらえたら、効果が出る可能性がありますので、これらの連携をしてもらえたらと思います。

△ 家族の会に参加する保護者の少年には、付添人が付いていることが多く、少年の更生という目的は同じですので、付添人と連携し、協力し合っていたらと思います。付添人として活動をされるときには、是非調査官に御連絡いただき、カンファレンスの機会を持っていただけたらと思います。

他機関との連携については、裁判所においてどのような保護的措置をしたかを報告書に記載していますので、そちらを御覧いただければと思います。

△ 裁判官は、保護者と顔を合わせる機会は少ないことから、調査官や付添人からの働き掛けが重要になります。調査官を通じて裁判官にも情報を入れていただき、協力できればと思います。

○ 友だち型親子の場合、保護者が、少年に問題があることに気が付かないのではないのでしょうか。案内文については、もう少し少年の特徴やメカニズム

を具体的に記載して、うちの子もこういうパターンにあてはまるとか、何らかの気づきを与えるような記載をしたらよいと思います。

また、会は1回限りで終わらず継続して、会で集まった保護者のメンバーで、何か月かに1回は集まると、親同士相談ができるグループを作っていくのではないのでしょうか。

○ 例えば、案内文とは別に、チャート式でどのような型の親子なのかがわかるとか、ゲームで動機付けをするとか、会に入っていくためにはそういうこともアイデアとしてはあるのではないのでしょうか。保護者の中には、本を読まない人もいるでしょうし、ゲームなら入っていけるのではないかと思います。

□ シミュレーションということですね。

○ そうです。ゲームやウェブなどは、繰り返し活用できますから。当社でも、色々なウェブ研修があり、社員は決められた期間内の自分の空いている時間に繰り返し実施することになっています。

○ この会に参加するメリットをわかるようにする必要があると思います。会の経験者の声を盛り込むなどしてはどうかと思います。

○ 案内文を見ると、会に参加しようとは積極的には思わないと思います。参加していただくための動機付けとしては、まず自分のためになると思わせる必要があると思います。もう少し柔らかい言葉で案内してはどうでしょうか。

また、会には原則参加などと記載してあると、意外に、参加しなければならないんだと思う人はいると思います。

前もって保護者にアンケートをしてニーズを聞くなどして、事前準備をしてもらえば、討議でも意見が出やすいのではないのでしょうか。

○ 家庭裁判所が行っている保護者の会や家族の会に少年の保護者を出席させるためには、どちらかという、保護者においていただくというよりは、少年を更生させようと思うのなら、保護者には参加していただかないと困るん

です， という強い言い方で参加を促してもよいのではないかと思います。

ただ，案内文を見ますと，その内容では，参加しようとは思わないと思います。具体的にどのようなことをするのか，柔らかい表現で盛り込むことが大事かと思います。